

市立特別支援学校の校名について

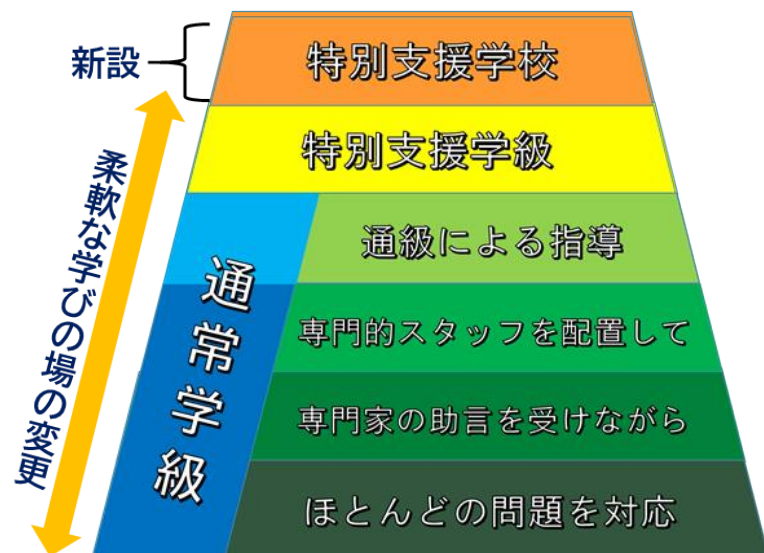
松本市教育委員会学校教育課
特別支援学校設置準備室

市立特別支援学校の校名の考え方

1 市立特別支援学校と併置する小中学校の目指す姿

インクルーシブ教育システムの実現
教育的ニーズに応じて適切な学びの場が選択できる学校

インクルーシブ教育システムの実現
「シン・源池小学校」



一体的な学校運営

児童生徒・教職員が共に学び成長する学校

現在の検討状況

人材

校長の両校兼務

教職員の両校兼務

運営

教育課程の相乗り

校務分掌の整理

施設

一つの職員室

入替え可能な教室

一般的な小中学校と
特別支援学校の関係

人材

校長は各校配置

教職員人事は各校発令

運営

教育課程は別々

校務分掌は別々

施設

職員室は別々

教室は別々

一つの学校であるというメッセージを掲げたい。

2 学校に関する法令の位置付け

学校教育法は、学校種として、小学校、中学校及び特別支援学校を別々に位置付け

学校教育法(昭和22年法律第26号)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

※ 特別支援学校には、教員配置、保護者の経済的負担軽減等、教育環境に対する手厚い支援がある。

法令上は、小学校、中学校及び特別支援学校をそれぞれ位置付ける必要あり。

3 知的障がい教育を行う特別支援学校の校名

(1) ○○支援学校

長野県は令和8年度から「○○養護学校」から「○○支援学校」に改称

例：松本養護学校→松本支援学校、寿台養護学校→寿台支援学校

(2) ○○特別支援学校

法律上の学校種名

(3) ○○養護学校

支援学校、特別支援学校への改称が進んでいる。

(4) その他(○○総合支援学校、○○総合学校等)

1 校名の考え方

一つの学校であるというメッセージを掲げたい。

条例上は、小学校及び特別支援学校をそれぞれ位置付ける必要がある。



○一つの学校として運営

小学校及び特別支援学校小学部の子は、みんな「源池っ子」

源池小学校の中で、教育的ニーズに応じた学びが受けられ、生活の場面では自然な交流を育む。

⇒特別支援学校機能を有する「源池小学校」というイメージ

○第3回市立特別支援学校設立準備委員会委員意見より

- ・「法律上は違う学校であっても、一緒の場で学んでいるのであれば、学校の校門にある『源池小学校』、『清水中学校』という名称はそのままにして、入学式や卒業式のときは、みんながそこで写真を撮れる環境が良いのではないか。」

○第5回市立特別支援学校設立準備委員会委員意見より

- ・「同じ学びの場にいるということを感じてもらいたいので、わざわざ二つに分けるのではなく、特別支援学級とほぼ同じような感じであってほしい。そうすれば子どもたちの感覚では一体感があるのではないか。」
- ・「子どもたちの中では、源池支援学校ではなく、今ある支援学級の一つとして、一緒にやっていくイメージを作れると良い。」

2 源池小学校の校名の変遷

明治37年	松本尋常高等小学校 源池 部として発足
昭和10年	源池 尋常小学校
昭和16年	源池 国民学校
昭和22年	源池 小学校
令和6年	源池小学校開校120周年



120年を越える
「源池」の歴史

市立特別支援学校設立準備委員会委員意見より

「歴史ある学校への地域住民及び卒業生の思いを重視し、関係者の意見を大切にしてほしい。」
「新たな歴史を作る上で、地域の人々が学校を大切に育てる意識の醸成を図ってほしい。」

3 条例での位置付ける特別支援学校の名称

松本市立 + ○○ + 支援学校
or 特別支援学校
or 養護学校
(その他：総合支援学校、総合学校等)

⇒ 長野県内の特別支援学校の名称に合わせて、○○支援学校として、併置校の名称を当てはめてはどうか。(○○=源池)

4 校名（案）

現在

源池小学校

源池小学校 校章



令和11年度～

学校設置条例 **源池小学校（変更なし）**
源池支援学校（新設）

共に学ぶ良さを表す総称について

「源池小学校（案）」

子どもたちがみんなが
「源池っ子」

源池小学校

源池支援学校
(小学部のみ設置)

法令上は二つの学校

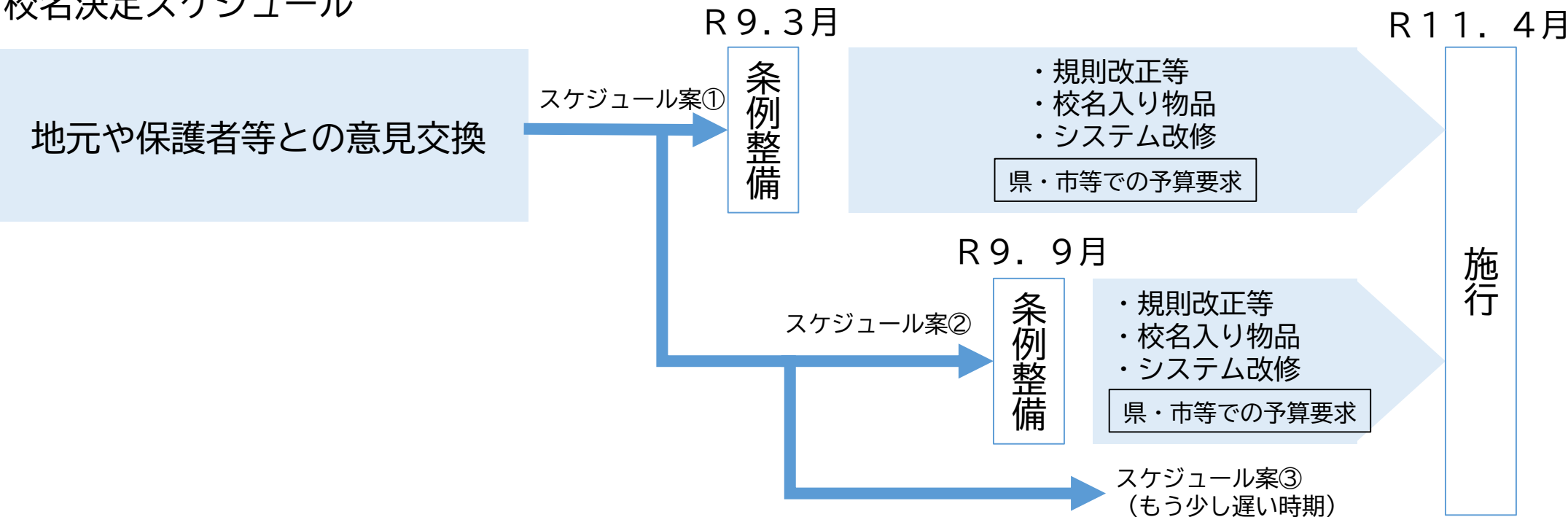
特別支援学校を含む源池全体のイメージ

学校運営において
子どもを区別しない

小学校及び支援学校が一つのインクルーシブ教育システムの中にある。



5 校名決定スケジュール



条例制定・改正時期

学校名	条例整備	開校（施行）	条例整備時期
熊本市立あおば支援学校	H 3 0 年 3 月	R 2 年 4 月	2 年前
十日町市立ふれあいの丘支援学校	H 2 3 年 3 月	H 2 5 年 4 月	2 年前
糸魚川市立ひすいの里総合学校	H 2 4 年 9 月	H 2 5 年 4 月	半年前
長野県立特別支援学校	R 7 年 3 月	R 8 年 4 月(改称)	1 年前
松本市立四賀小学校	H 2 1 年 3 月	H 2 3 年 4 月	2 年前(実際の開校はH 2 5 年)